

解雇事項

(1)

社長より覚書を取る。

- 一、午後四時(三十分)頃 前条に対する覚書を取る。
- 一、後日何人が煽動者たるも解雇せよとの覚書をも取る。

(2)

出勤時間の改正

- 一、七時を過ぎ十分は猶強すること
- 一、拾分を過ぎたるものは事務員を以て職長に此の旨を傳へ職長の意見に依つて入場の許否を定むること。

改正貸銀

三割増しの増給は会社側で定めし居る貸銀の三割増しではなると職工長の定めし居る假借銀

(3)

銀の中より二割を減じたものの三割増しであった。

三重貸銀の取崩し

- 一、会社側で定めし居る貸銀は一般に安ら多数の者は日給を月給に換算してある。
- 一、職工長は別に假借銀を設けて居る者も月給に換算してあるが月位に引上りて置かれた。
(これは会社と相談の結果ではあるが会社へ通知だけはしなかつたものがある。)
- 一、出勤の時の時は若しくは仕束のない時は右假借銀を又拂つて居た。
- 一、若し右の事情に反する時は右の所から二割を引いて